

令和5年 第2回教育委員会 会議録

日 時	令和5年2月10日（金） 午前9時00分～午前10時00分
場 所	向日市役所 第1委員会室
出席委員	永野教育長、流石委員、中野委員、畠山委員
事務局	教育部長、副部長兼学校教育課担当課長、学校教育課長、学校教育課主幹兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、生涯学習課長、教育総務課長、文化財調査事務所長、図書館長、文化資料館担当課長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第1回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「令和4年度第2回いじめ調査の概要について」報告願う。
事務局	—令和4年度第2回いじめ調査の概要について— 今回は令和4年7月実施の第1回調査の追跡、及び同11月実施の第2回調査の結果について報告する。 第1回調査の追跡調査結果について、認知件数、未解消の件数、解消の件数は表のとおりである。 令和3年度と比較して見ていただきたいが、小学校の認知件数が593件、解消件数が522件。 中学校の認知件数が72件、解消件数が59件であった。 新たに調査した第2回の調査結果については、小学校の認知件数は500件、中学校の認知件数は63件であった。 小中学校を合わせると、本年度の認知件数は合計1,228件であった。 「認知・解消件数の経年」の棒グラフは、赤色が認知件数、白色が解消件数を示している。 過去7年間を比較すると、令和2年度はコロナ禍で臨時休業があったため、件数が大きく減少したと考えている。 ただ、長い期間で見ると、年々認知件数は減少してきている。 「学年別認知件数」の棒グラフは、紫色が本年度、白抜きが昨年度の件

数を示している。

第2回の調査結果のみを比較しているが、本年度も、小学校2年生よりも上の学年は、学年が上がるにつれて認知件数が減少する傾向が見られた。

未解消の状況について、右側の表に1回目調査と、その4ヶ月後の1回目追跡調査、そして2回目調査の件数を示している。

1回目追跡調査の結果を見ると、小学校は認知件数593件に対して解消件数522件、88%の解消率であった。

中学校は認知件数72件に対して解消件数59件、82%の解消率であった。

未解消件数の内訳が、小学校は71件の未解消のうち、要指導が9件、要支援が23件、見守りが39件となっている。

本人が嫌な思いをしていない、あるいは行為が終わっているが、教師の感覚としてはもうしばらく見守りが必要である、というところに件数が多かった。

中学校についても、13件の未解消のうち、要指導が1件、要支援が1件、見守りが11件となっている。

いじめの態様について、小学校で最も多いのが①「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、次に多いのが③「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、三番目に多いのが④「ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする」となっている。

件数を見ると⑦「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」の107件の方が多く見えるが、これは1回目調査の結果の報告時に説明したとおり、これまで⑨「その他」とされていた内容を、できるだけどこか具体的な項目に当てはめるという対応をとっているためである。

小学校ではこの⑨「その他」の中身を調査すると、「5月に嫌なことをされた気がするけれど、誰にどんなことをされたかは忘れた」というような事例も認知しており、こうした内容が⑦「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」の方に入り、数字が膨らんでいる。

中学校で最も多かった態様は①「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、次が③「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、三番目に多いのは⑧「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」という結果であった。

なお、③は中学校3校で計19件のため、他市町と比較すると非常に少ない件数となっている。

【質疑等】

委員	<p>いじめの調査を毎回行っていただいているが、この間、保護者から学校への申し立て等があったか。</p> <p>申し立てがあった場合、どのように処理しておられるか。</p>
事務局	<p>7月と11月の調査を行う際には、廊下等での立ち話ではなく、教室内で児童生徒と一対一で、しっかりと対面で、話を聞く時間をとっている。</p> <p>小学校低学年ではなかなか難しいところもあるが、十分に聞き取るということ、調査開始の当初から行っている。</p> <p>しかしながら、その聞き取りのタイミングで思い出せなかったことや、あるいはその時々で解決して欲しい要望等について、実際に申し立て等の声があった場合には、具体的に翌日から何をすることなど、明確な対応方針について、その保護者に返している。</p> <p>学校の教員はいじめに関しては特にアンテナを張っており、丁寧な対応を心がけているところである。</p> <p>なお、いじめについては第三者委員会を設置しており、今年度2回目の向日市いじめ防止対策推進委員会が2月16日に実施されるため、またご意見をいただいて、次年度につなげていきたいと考えている。</p>
教育長	<p>いじめの件数が減少することを評価するのではなく、減少しているということは認知できていない恐れがあるということでご指導いただき、その姿勢で対応を続けていくということである。</p> <p>次に、「令和5年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について」報告を願う。</p>
事務局	<p>—令和5年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について—</p> <p>今回は、最終のご意見を頂戴する場になるため、前回なかったところでもご指摘いただけたらと思う。</p> <p>資料に新旧対照表も添付しているが、主に冊子案本体を直接見ていただきたい。</p> <p>表紙は、令和4年度中の活動について、9枚の写真で示している。</p> <p>学校教育、社会教育等、それぞれ内容と配置のバランスを取っている。</p> <p>中学校の文化祭については、演劇が、このコロナ禍の中では本年度初めて実施した取り組みであるため、中心に据えている。</p> <p>本年度は向陽小学校での創立150周年記念式典や、文化資料館での教育150年記念事業も行われたため掲載しているが、文化資料館での教育150年記念事業については、150年に該当しない年にも実施されていた事業であったため、再度掲載内容を検討したいと考えている。</p> <p>3ページの「豊かな学びの創造と確かな学力の育成」の柱の小項目の下</p>

に、「※2 非認知能力」の説明として「コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力」とあるが、前回、「困難とされる」という表現はどうかというご意見をいただいた。

検討の結果、本市の「指導の重点」は、京都府が作成する「学校教育の重点」の説明に内容を合わせており、そこを踏まえた表現を本市独自で変えることは難しいと考えている。

そのため、この表現はそのまま残したいと再度提案をさせていただく。

5ページの「健やかな身体の育成」の柱の(3)には、新規で「中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討」を挿入している。

前回、中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた「検討」とお示ししたが、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁から出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に沿うと、当初の地域移行はこの3年間でという方針に対して、段階的な移行という色が強く出ている。

今の部活動を生かしつつ、地域の方が部活動指導員として中学校に入っていくというような段階を踏みながら、地域の方が主体となってやっていくという、地域連携を踏まえたあとの地域移行という考え方に変更された。

これが12月のガイドラインの趣旨の一つであるため、本市についても、地域連携と地域移行に向けた「検討」と修正をして、提案させていただく。

6ページの「学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上」の柱の(3)は、「コミュニティ・スクールの導入準備」から「準備」は消して「導入」としている。

右側の欄外の特に配慮すべき事項については、「学校運営協議会の開催」と当然のことが書かれていたものを削除し、初年度はまず「地域学校協働活動との一体的な推進」を目指したいということで、この1点に絞っていききたいと提案する。

裏表紙の見た目について、少し色の偏りがあるのでないかというご指摘を受けたが、一つ一つの史跡の説明については、青丸のあと「物集女車塚古墳」など史跡名以降の文書は黒字で示すというペアになっている。

地図中の表現について、位置を示す青丸は崩さず、史跡名等の説明は黒字に一旦修正をしたというところで、提案させていただく。

【質疑等】

委員

表紙は、明るい印象になったと感じる。

中学生英語スピーチ大会の写真には、スピーチ中の中学生の顔が大きく映っているが、この写真の掲載許可等、問題はないか。

事務局	<p>裏表紙については、変更された史跡名等の黒字が映えており、よく考えられたと思う。</p> <p>スピーチ大会を開催する際に、誰が入賞するかわからない段階から、市のホームページ等への掲載が可能かどうか確認をとっており、拒否する出場者はいなかった。</p> <p>ただ、「向日市の教育」に掲載することについては改めて確認が必要となるため、原稿案がこの内容でよいということであれば、改めて確認を取ってから掲載するという段取りを踏みたい。</p>
委員	<p>これらの掲載写真は、どの程度の解像度になるのか。</p> <p>先日第4向陽小学校に行った際に教員と話す機会があったが、最近はその子どもの写真などを狙う悪い人間もいるため、解像度は必ず落とすようにするべきだというような話があった。</p> <p>中学生だけでなく小学生でも、幼稚園児でも、今は子どもの写真を専門に扱う人たちがいて、ホームページなどに載ったりすると、その写真を世界に発信しようとするような人もいます。</p> <p>今の日本では特に小学校ぐらいのところの危機管理が世界的に見ても甘く、それはもう少し厳しい感覚で対応しないといけないという話を伺った。</p> <p>こうしたことを小学校・中学校と、小学生・中学生、そして保護者の方も、どこまで認知されているのか、心配だと感じた。</p> <p>大学生ぐらいの年代になれば、本人が承諾すればそれでよいとも思うが、それでもTwitterやInstagramなどのSNSも怪しい点や危ない点が指摘されている中では、掲載写真をはっきりしないような解像度にするということは当然として、そうした管理も含めて大丈夫なのかということは、説明した方がいいのではないかと思います。</p>
委員	<p>スピーチ中の生徒の顔がはっきりとよく写っている点は、確かに気になった。</p> <p>本人の了解はあったのかもわからないが、少し懸念が残る。</p>
事務局	<p>各学校のホームページ上に掲載する写真等について、きちんとこだわっている学校と、そこまではこだわらなかった学校と、差があった。</p> <p>こうした写真から、個人を特定されないことはおそらくなく、特定されるからこそ、事前の了解をとっている。</p> <p>ただその中で、具体的この写真が出るということや、あるいはおっしゃっているリスク等についても丁寧に説明した上での了解を取っていききたい。</p>

教育長	<p>写真の解像度については、学校のホームページ用などそれぞれの用途に合わせて、各校それぞれの機器で撮影しているため、一様にこの数字になるというような説明が難しい。</p> <p>本人の了解を得られたからといっても残る危険性については、ご指摘いただいた趣旨を踏まえて対応していきたい。</p> <p>そこは慎重に進めなければならない。</p> <p>次回の会議で議決いただくことになるため、またお気づきの点があれば、その時点でもご指摘いただきたい。</p> <p>次に、議案第1号「向日市議会令和5年第1回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」を上程する。</p> <p>この議案については公開することにより、今後の市議会での審議への影響も考えられるため、教育委員会会議規則第14条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>全員挙手により秘密会とする。</p> <p>(以下秘密会)</p>
教育長	<p>議案第1号「向日市議会令和5年第1回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第1号は承認された。</p> <p>秘密会を解く。</p> <p>(以上秘密会)</p>
教育長	<p>閉会宣言</p>

令和5年第2回教育委員会

令和5年2月10日（金）
午前9時00分から
向日市役所 第1委員会室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

委員会諸報告

- ・令和4年度第2回いじめ調査の概要について
- ・令和5年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について

議案第1号 向日市議会令和5年第1回定例会の議決を経るべき案件に対する 意見について

- ・向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・令和4年度向日市一般会計補正予算について
- ・令和5年度向日市一般会計予算について

4 閉 会

令和4年度 第2回いじめ調査の概要について

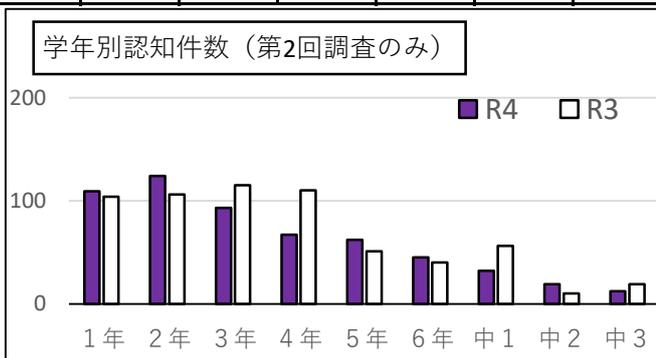
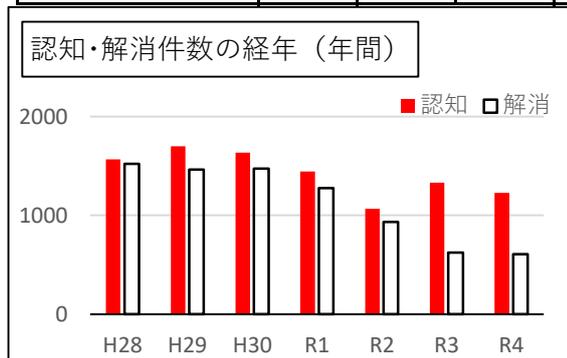
<第1回調査(7月)→追跡(11月)→第2回調査(11月)→追跡(2月実施予定)>

向日市教育委員会
令和5年1月

1 認知、未解消、解消の件数

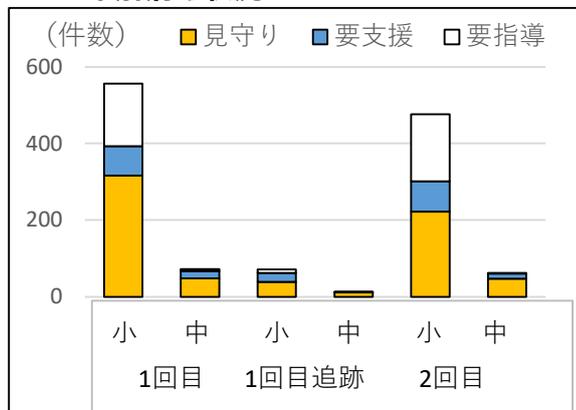
小学校:人 3,026 中学校:人 1,425

	第1回調査 (追跡後)				第2回調査				年間	
	小学校		中学校		小学校		中学校		合計	
	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3
認知件数	593	583	72	91	500	560	63	95	1228	1329
未解消件数	71	52	13	8	476	553	62	94	622	707
(要指導)	9	12	1	0	175	172	2	0	187	184
(要支援)	23	11	1	6	79	81	13	11	116	109
(見守り)	39	29	11	2	222	300	47	83	319	414
解消	522	531	59	83	24	7	1	1	606	622



※H29第2回調査から「解消」の定義を変更

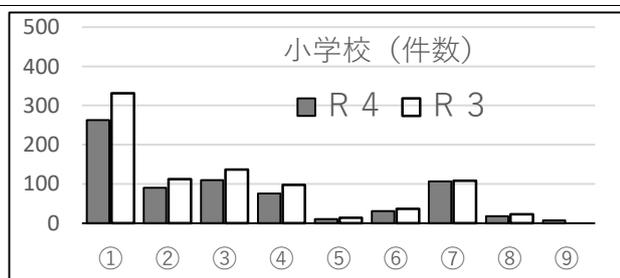
2 未解消の状況



	1回目		1回目追跡		2回目	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
認知	593	72	593	72	500	63
未解消	556	72	71	13	476	62
要指導	163	5	9	1	175	2
要支援	77	19	23	1	79	13
見守り	316	48	39	11	222	47
解消	37	0	522	59	24	1

3 いじめの態様 (第2回調査のみ)

	小学校		中学校	
	R 4	R 3	R 4	R 3
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	263	331	42	54
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	90	112	8	10
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	110	137	19	18
④ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	76	98	6	6
⑤ 金品をたかられる。	11	14	0	2
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	31	37	0	3
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	107	108	6	14
⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	18	23	9	2
⑨ その他	7	0	0	2



令和5年度「向日市の教育」（指導の重点）【新旧対照表】

令和4年度		令和5年度		改訂理由
表紙の内容及び説明	特に配慮すべき事項	表紙の内容及び説明 ※ <u>下線部は新規に挿入または修正箇所</u>	特に配慮すべき事項	
<p>【表紙】</p> <p><u>令和4年度</u> (市章) 向日市の教育</p> <p>(写真)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇<u>小学校 体育大会 (3向小)</u> ◇<u>小学校 修学旅行 (4向小)</u> ◇<u>中学校 中学生英語スピーチ大会 (寺戸中)</u> ◇<u>中学校 CBT調査 (勝山中)</u> ◇<u>小学校 オンライン始業式</u> ◇<u>文化財 物集女車塚古墳見学</u> ◇<u>天文館 出前授業</u> ◇<u>文化資料館 ふるさと学習</u> ◇<u>生涯学習 しめ縄づくり (地域学校協働活動)</u> <p>向日市教育委員会 <u>令和4年度</u> 指導の重点</p> <p>【説明】写真9枚について</p> <p>1 表紙写真は、以下を踏まえ選定 (1) 本市に関連してR3年度実施した取組から選定 (計9枚)</p> <p>(2) 学校教育と社会教育とのバランスを考慮 (学校教育5枚、社会教育4枚)</p> <p><学校教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校種(小、中)や対象(児童、生徒、教職員)のバランスを考慮 (小学校2枚、中学校2枚、教職員1枚) <p><社会教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館、資料館、文化財調査事務所等の事業内容のバランスを考慮 <p>2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記</p>		<p>【表紙】</p> <p><u>令和5年度</u> (市章) 向日市の教育</p> <p>(写真)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇<u>小学校 ふるさと学習 (5向小)</u> ◇<u>小学校 創立150周年記念式典 (向陽小)</u> ◇<u>中学校 文化祭 (寺戸中)</u> ◇<u>中学校 修学旅行 (勝山中)</u> ◇<u>小学校 向日市小学生陸上交歓記録会</u> ◇<u>文化財 旧上田家住宅見学 (教職員ふるさとセミナー)</u> ◇<u>図書館 向日市小中学生読書感想文コンクール</u> ◇<u>文化資料館 教育150年記念事業</u> ◇<u>生涯学習 中学校学習支援 (地域学校協働活動)</u> <p>向日市教育委員会 <u>令和5年度</u> 指導の重点</p> <p>【説明】写真9枚について</p> <p>1 表紙写真は、以下を踏まえ選定 (1) 本市に関連してR4年度実施した取組から選定 (計9枚)</p> <p>(2) 学校教育と社会教育とのバランスを考慮 (学校教育5枚、社会教育4枚)</p> <p><学校教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校種(小、中)や対象(児童、生徒、教職員)のバランスを考慮 (小学校3枚、中学校2枚) <p><社会教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館、資料館、文化財調査事務所等の事業内容のバランスを考慮 <p>2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記</p>	<p>・時点修正</p> <p>・写真の選定理由は下段の【説明】欄参照</p> <p>・時点修正</p> <p>・時点修正</p>	

令和4年度		令和5年度		改訂理由
前文の内容	特に配慮すべき事項	前文の内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
<p>新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進</p> <p>知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的変化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。</p> <p>また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野で、「新しい生活様式」に対応させる必要が生じ、テレワークの進展とともにDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなど産業構造や働き方が大きく変化しようとしている。また、学校においては、感染症の影響による臨時休業等により、学校の役割の重要性が再認識され、子どもたちの健やかな学びを保障するため、感染症対策を講じつつ、必要に応じオンライン学習を導入するなど、学校は大きく変容することを求められた。</p> <p>こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。</p> <p>本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。</p> <p>向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。</p> <p>「自立」 一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。</p> <p>「協働」 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。</p> <p>「人権尊重」 人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。</p> <p>向日市の特色を生かした教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習 (地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興) ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション (コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働) 		<p>新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進</p> <p>知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的変化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。</p> <p>また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野で、「新しい生活様式」に対応させる必要が生じ、テレワークの進展とともにDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなど産業構造や働き方が大きく変化しようとしている。また、学校においては、感染症の影響による臨時休業等により、学校の役割の重要性が再認識され、子どもたちの健やかな学びを保障するため、感染症対策を講じつつ、必要に応じオンライン学習を導入するなど、学校は大きく変容することを求められた。</p> <p>こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。</p> <p>本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。</p> <p>向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。</p> <p>「自立」 一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。</p> <p>「協働」 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。</p> <p>「人権尊重」 人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。</p> <p>向日市の特色を生かした教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習 (地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興) ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション (コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働) 		

令和4年度		令和5年度		改訂理由																				
前文の内容	特に配慮すべき事項	前文の内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項																					
<p>学校教育指導の重点</p> <p>現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。</p> <p>本市では、「第2次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。</p> <p>このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む※「社会に開かれた教育課程の実現」を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。</p> <p>【重点となる5つの柱】</p> <table border="1"> <tr> <td>豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進</td> <td>1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成</td> </tr> <tr> <td>豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</td> <td>1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</td> </tr> <tr> <td>健やかな身体をはぐくむ教育の推進</td> <td>1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進</td> </tr> <tr> <td>学びを支える教育環境の充実</td> <td>1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり</td> </tr> <tr> <td>学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</td> <td>1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</td> </tr> </table> <p>※社会に開かれた教育課程 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと</p>		豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成	豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実	健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進	学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり	学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進	<p>学校教育指導の重点</p> <p>現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。</p> <p>本市では、「第2次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。</p> <p>このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む※「社会に開かれた教育課程の実現」を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。</p> <p>【重点となる5つの柱】</p> <table border="1"> <tr> <td>豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進</td> <td>1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成</td> </tr> <tr> <td>豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</td> <td>1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</td> </tr> <tr> <td>健やかな身体をはぐくむ教育の推進</td> <td>1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進</td> </tr> <tr> <td>学びを支える教育環境の充実</td> <td>1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり</td> </tr> <tr> <td>学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</td> <td>1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</td> </tr> </table> <p>※社会に開かれた教育課程 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと</p>		豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成	豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実	健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進	学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり	学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進	
豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成																							
豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実																							
健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進																							
学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり																							
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進																							
豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成																							
豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実																							
健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進																							
学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり																							
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進																							

令和4年度		令和5年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
<p>■豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力をはぐくむ教育を推進します。</p> <p>※1 確かな学力 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成 </div> <p>(1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 (2) ICT を効果的に活用した授業の実施 (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施 (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力 ※2 の向上に向けた取組の充実 (8) グローバル化に対応できる人材の育成 (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施 (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実 (13) 市主催事業（大会、作品展等）を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置付けた計画的な取組の推進</p>	<p>(1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮 (2) ・1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施 ・情報活用能力の育成 (3) ・ALT（外国語指導助手）の積極的な活用 ・小中や小中の連携強化による学習指導の充実 (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握 (5) ・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実 (9) (11) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 (10) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (12) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携</p> <p>※2 コミュニケーション能力や自尊心、社会性など数値で示すことが困難とされる力</p>	<p>■豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進 ○ 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力をはぐくむ教育を推進する。</p> <p>※1 確かな学力 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成 </div> <p>(1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 (2) ICT を効果的に活用した授業の実施 (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施 (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力 ※2 の向上に向けた取組の充実 (8) グローバル化に対応できる人材の育成 (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施 (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実 (13) <u>中学生英語スピーチ大会</u>を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置付けた計画的な取組の推進</p>	<p>(1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮 (2) ・1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施 ・情報活用能力の育成 (3) ・ALT（外国語指導助手）の積極的な活用 ・小中や小中の連携強化による学習指導の充実 (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握 (5) ・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実 (9) (11) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 (10) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (12) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携</p> <p>※2 コミュニケーション能力や自尊心、社会性など数値で示すことが困難とされる力</p>	<p>・文言修正 ・文言修正</p> <p>・令和4年度以降、中学生大会を「中学生英語スピーチ大会」に限定して開会することとしたため、文言修正</p>

令和4年度		令和5年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
<p>■豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</p> <p>○一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進します。</p> <p>○多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくみます。</p> <p>○すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組みます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</p> </div> <p>(1)「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進</p> <p>(2)同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実</p> <p>(3)人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発</p> <p>(4)道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実</p> <p>(5)子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実</p> <p>(6)家庭・地域社会と一体となった道徳実践の環境づくり</p> <p>(7)社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実</p> <p>(8)読書活動を通じた創造力・表現力等の育成</p> <p>(9)読書活動を支える学校図書館機能の充実</p> <p>(10)特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実</p> <p>(11)個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用</p> <p>(12)授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にしたい指導の充実</p> <p>(13)向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底</p> <p>(14)組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実</p>	<p>(1)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 ・新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識を基に、感染症に係る偏見、いじめ、差別等が生じないように、適切に指導</p> <p>(2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実</p> <p>(4)・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 ・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実</p> <p>(9)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携</p> <p>(10)・コーディネーター連絡会議の充実 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用</p>	<p>■豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</p> <p>○一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。</p> <p>○多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。</p> <p>○すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</p> </div> <p>(1)「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進</p> <p>(2)同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実</p> <p>(3)人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発</p> <p>(4)道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実</p> <p>(5)子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実</p> <p>(6)家庭・地域社会と一体となった道徳実践の環境づくり</p> <p>(7)社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実</p> <p>(8)読書活動を通じた創造力・表現力等の育成</p> <p>(9)読書活動を支える学校図書館機能の充実</p> <p>(10)特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実</p> <p>(11)個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用</p> <p>(12)授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にしたい指導の充実</p> <p>(13)向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底</p> <p>(14)組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実</p>	<p>(1)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 ・新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識を基に、感染症に係る偏見、いじめ、差別等が生じないように、適切に指導</p> <p>(2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実</p> <p>(4)・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 ・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実</p> <p>(9)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携</p> <p>(10)・コーディネーター連絡会議の充実 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用</p>	<p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p>

<p>(15) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実</p> <p>(16) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実</p> <p>(17) 保幼小、小中の校種間連携の充実</p>	<p>(12) ・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実</p> <p>(13) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育</p> <p>(14) ・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実</p> <p>(15) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施</p> <p>(16) ・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置）</p> <p>(17) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実</p>	<p>(15) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実</p> <p>(16) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実</p> <p>(17) 保幼小、小中の校種間連携の充実</p>	<p>(12) ・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実</p> <p>(13) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育</p> <p>(14) ・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実</p> <p>(15) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施</p> <p>(16) ・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置）</p> <p>(17) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実</p>
---	---	---	---

令和4年度		令和5年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
<p>■ 健やかな身体をはぐくむ教育の推進</p> <p>○生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図ります。</p> <p>○知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 体力・運動能力の向上</p> <p>2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応</p> <p>3 食育の推進</p> </div> <p>(1)体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実</p> <p>(2)「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善</p> <p>(3)外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成</p> <p>(4)家庭との連携による基本的な生活習慣の確立を図る取組の充実</p> <p>(5)生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（感染症対策、メンタルヘルス、性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等）</p> <p>(6)学校給食を通じた食に関する指導充実による食育の推進</p> <p>(7)地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成</p>	<p>(1)・新体カテストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進</p> <p>(2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進</p> <p>(4)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進</p> <p>(5)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導 ・「生命（いのち）のがん教育」の活用</p> <p>(6)(7) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実 ・小中学校9年間を見通した食育の推進</p>	<p>■ 健やかな身体をはぐくむ教育の推進</p> <p>○生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。</p> <p>○知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 体力・運動能力の向上</p> <p>2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応</p> <p>3 食育の推進</p> </div> <p>(1)体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実</p> <p>(2)「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善</p> <p>(3)中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討</p> <p>(4)外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成</p> <p>(5)家庭との連携による基本的な生活習慣の確立を図る取組の充実</p> <p>(6)生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（感染症対策、メンタルヘルス、性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等）</p> <p>(7)学校給食を通じた食に関する指導充実による食育の推進</p> <p>(8)地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成</p>	<p>(1)・新体カテストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進</p> <p>(2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進</p> <p>(3)・中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた市内のスポーツ団体等との協議</p> <p>(5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進</p> <p>(6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導 ・「生命（いのち）のがん教育」の活用</p> <p>(7)(8) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実 ・小中学校9年間を見通した食育の推進</p>	<p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・中学校部活動の地域連携・地域移行の準備期間として、本市における中学校部活動の地域連携・地域移行の方向性を協議するため、内容項目及び配慮事項を追加</p>

令和4年度		令和5年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
<p>■学びを支える安心・安全な教育環境の充実</p> <p>○自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備します。</p> <p>○すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組みます。</p> <p>○強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいいきいと学ぶ魅力ある学校づくりを目指します。</p> <p>○子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 安心・安全を守る学校危機管理の充実</p> <p>2 教職員の資質能力の向上</p> <p>3 教職員の働き方改革の推進</p> <p>4 魅力ある学校づくり</p> </div> <p>(1)災害時や新型コロナウイルス感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障</p> <p>(2)危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実</p> <p>(3)交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）</p> <p>(4)防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底</p> <p>(5)本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進</p> <p>(6)教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実</p> <p>(7)教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進</p>	<p>(1)・感染症対策の徹底 ・オンラインによる学習支援の充実</p> <p>(3)・自転車運転免許教室の実施など</p> <p>(4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施</p> <p>(6)・全教職員対象の研修会の実施 ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組 ・『コンプライアンスハンドブック』の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用</p> <p>(7)・共同学校事務室の設置推進</p>	<p>■学びを支える安心・安全な教育環境の充実</p> <p>○自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。</p> <p>○すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。</p> <p>○強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいいきいと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。</p> <p>○子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 安心・安全を守る学校危機管理の充実</p> <p>2 教職員の資質能力の向上</p> <p>3 教職員の働き方改革の推進</p> <p>4 魅力ある学校づくり</p> </div> <p>(1)災害時や新型コロナウイルス感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障</p> <p>(2)危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実</p> <p>(3)交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）</p> <p>(4)防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底</p> <p>(5)本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進</p> <p>(6)教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実</p> <p>(7)教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進</p>	<p>(1)・感染症対策の徹底 ・オンラインによる学習支援の充実</p> <p>(3)・自転車運転免許教室の実施など</p> <p>(4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施</p> <p>(6)・全教職員対象の研修会の実施 ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組 ・『コンプライアンスハンドブック』の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用</p> <p>(7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進</p>	<p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・令和4年度設置の共同学校事務室業務を充実させ、教職員の働き方改革を推進するため、文言修正</p>

令和4年度		令和5年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
<p>■学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</p> <p>○保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。</p> <p>○次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画してできる資質と能力をはぐくみます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 社会に開かれた教育課程の実現</p> <p>2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</p> </div> <p>(1)学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上</p> <p>(2)家庭・地域社会への積極的な情報発信</p> <p>(3)コミュニティ・スクール※3の導入準備</p> <p>(4)あいさつが交わされるまちづくりの推進</p> <p>(5)環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実</p> <p>(6)国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成</p> <p>(7)キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進</p> <p>※3 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校</p>	<p>1 ・地域学校協働活動の活用</p> <p>(1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立</p> <p>(2)・学校だよりやホームページを活用</p> <p>(3)・教職員対象の研修会の実施と地域の方々への説明 ・学校運営協議会委員の選出</p> <p>(5)(6) ・情報モラル教育の充実 ・新聞等の効果的な活用 ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実</p> <p>(7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実</p>	<p>■学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</p> <p>○保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。</p> <p>○次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画してできる資質と能力をはぐくむ。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 社会に開かれた教育課程の実現</p> <p>2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</p> </div> <p>(1)学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上</p> <p>(2)家庭・地域社会への積極的な情報発信</p> <p>(3)コミュニティ・スクール※3の導入</p> <p>(4)あいさつが交わされるまちづくりの推進</p> <p>(5)環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実</p> <p>(6)国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成</p> <p>(7)キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進</p> <p>※3 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校</p>	<p>(1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立</p> <p>(2)・学校だよりやホームページを活用</p> <p>(3)・地域学校協働活動との一体的な推進</p> <p>(5)(6) ・情報モラル教育の充実 ・新聞等の効果的な活用 ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実</p> <p>(7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実</p>	<p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・新規事業としてコミュニティ・スクールの導入を開始し、地域社会とともに学校運営を実施するため、文言削除</p> <p>・新規事業として、各学校に学校運営協議会制度を導入するため、文言修正</p>

令和5年度

向日市の教育



中学生英語スピーチ大会



小学校陸上交歓記録会



教育150年記念事業（文化資料館）



ふるさとセミナー（旧上田家住宅）



文化祭（演劇）



ふるさと学習



創立150周年記念式典（向陽小）



修学旅行



学習支援（地域学校協働活動）

向日市教育委員会

令和5年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進

知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的変化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。

また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野で、「新しい生活様式」に対応させる必要が生じ、テレワークの進展とともにDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなど産業構造や働き方が大きく変化しようとしている。また、学校においては、感染症の影響による臨時休業等により、学校の役割の重要性が再認識され、子どもたちの健やかな学びを保障するため、感染症対策を講じつつ、必要に応じオンライン学習を導入するなど、学校は大きく変容することを求められた。

こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを旨とするものである。

自立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。

協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。

人権尊重

人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習
(地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興)
- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション
(コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働)

学校教育指導の重点

現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。

本市では、「第2次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。

このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」※を図るとともに、子どもたち一人一人を大切に、誰一人取り残すことのない教育を推進する。

豊かな学びの創造と 確かな学力の育成	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成
豊かな人間性の育成と 多様性の尊重	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実
健やかな身体の育成	<ol style="list-style-type: none"> 1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進
学びを支える 教育環境の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

※「社会に開かれた教育課程の実現」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようになるのかを教育課程において明確にし、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

豊かな学びの創造と確かな学力の育成

○ 児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学びの実現に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力※₁をはぐくむ教育を推進します。

※₁ 確かな学力

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力

1 基礎的な知識・技能の習得

2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成

3 主体的に学習に取り組む態度の育成

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善
- (2) ICT を効果的に活用した授業の実施
- (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施
- (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力※₂の向上に向けた取組の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
- (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施
- (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実
- (13) 市主催事業（大会、作品展等）**中学生英語スピーチ大会**を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

※₂ 非認知能力

コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力

特に配慮すべき事項

- (1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮
・課題解決型の授業
- (2) ・1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施
・情報活用能力の育成
- (3) ・ALT（外国語指導助手）の積極的な活用
・小中や小小の連携強化による学習指導の充実
- (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握
- (5) ・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実
- (9)(11) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
- (10) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進
・地域人材の活用
・市内各施設・史跡等の活用
- (12) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携

豊かな人間性の育成と多様性の尊重

- 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進します。
- 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくみます。
- すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組みます。

1 人権教育の推進

2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実

3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実

4 いじめや暴力行為の防止対策の充実

5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (4) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
- (5) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切に作る心などをはぐくむ授業の充実
- (6) 家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- (7) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (8) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成
- (9) 読書活動を支える学校図書館機能の充実
- (10) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実
- (11) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用
- (12) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実
- (13) 向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- (14) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (15) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実
- (16) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実
- (17) 保幼小、小中の校種間連携の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
・新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識を基に、感染症に係る偏見、いじめ、差別等が生じないように、適切に指導
- (2) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実
- (4) ・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用
・小中学校道徳実践交流会の充実
- (9) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携
- (10) ・コーディネーター連絡会議の充実
・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用
- (12) ・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (13) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育
- (14) ・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実
- (15) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
- (16) ・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置）
- (17) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実

健やかな身体の育成

- 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図ります。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図ります。

- 1 体力・運動能力の向上
- 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応
- 3 食育の推進

特に配慮すべき事項

- (1) 体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実
 - (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
 - (3) 中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討
 - (4) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成
 - (5) 家庭との連携による基本的な生活習慣の確立を図る取組の充実
 - (6) 生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（感染症対策、メンタルヘルス、性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等）
 - (7) 学校給食を通じた食に関する指導の充実による食育の推進
 - (8) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成
- (1) 新体カテストの結果活用
 - ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進
 - (2) 「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進
 - (3) 中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた市内のスポーツ団体等との協議
 - (5) 「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
 - (6) 専門機関と連携し、系統的、総合的な指導
 - ・「生命（いのち）のがん教育」の活用
 - (7)(8)
 - ・栄養教諭・栄養士による授業の充実
 - ・小中学校9年間を見通した食育の推進

学びを支える安心・安全な教育環境の充実

- 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備します。
- すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組みます。
- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指します。
- 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。

- 1 安心・安全を守る学校危機管理の充実
- 2 教職員の資質能力の向上
- 3 教職員の働き方改革の推進
- 4 魅力ある学校づくり

- (1) 災害時や新型コロナウイルス感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障
- (2) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (3) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）
- (4) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実
- (7) 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進

特に配慮すべき事項

- (1) 感染症対策の徹底
 - ・オンラインによる学習支援の充実
- (3) 自転車運転免許教室の実施など
- (4) 学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
 - ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施
- (6) 全教職員対象の研修会の実施
 - ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組
 - ・『コンプライアンスハンドブック』の活用
 - ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (7) 共同学校事務室の設置促進業務の充実及び学校業務改善の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による 学校の教育力の向上

- 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。
- 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画できる資質と能力をはぐくみます。

1 社会に開かれた教育課程の実現

2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

- (1) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上
- (2) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (3) コミュニティ・スクール^{※3}の導入準備
- (4) あいさつが交わされるまちづくりの推進
- (5) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実
- (6) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (7) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進

特に配慮すべき事項

1 地域学校協働活動の活用

- (1) 学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立
- (2) 学校だよりやホームページを活用
- (3) 教職員対象の研修会の実施と地域の方々への説明
 - ・学校運営協議会委員の選出
 - ・地域学校協働活動との一体的な推進
- (5) (6)
 - ・情報モラル教育の充実
 - ・新聞等の効果的な活用
 - ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実
- (7) 職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実

※3 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校

社会教育指導の重点

社会教育においては、「第2次ふるさと向日市創生計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ推進計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や主体的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図る。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの推進	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、主体的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

- (3) 施設の特徴を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実

特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館>

・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備・レファレンス機能及びホームページやLINEなどの情報提供機能の拡充と読書推進のための各種事業の充実

<文化資料館>

・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用及びデジタルシステムを使った情報発信の拡充

<天文館>

・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題※についての理解の促進
- (3) P T A活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

※ インターネット・SNS などの正しい利活用、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) 体験活動や集団学習を行うジュニアリーダー養成講座を開催し、次世代のリーダーとなる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健康育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体等と連携を図り、「安全見守りパトロール」、「あいさつ運動」及び現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
 - ・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
 - ・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの推進

スポーツを「する」「みる」「ささえる」※を通じたスポーツ人口の拡大を目指し、市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実を図る。※「する」「みる」「ささえる」 文部科学省策定「スポーツ基本計画」で提唱

1 スポーツ活動の推進

- (1) 子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も気軽に参加できるライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (2) 超高齢社会において健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた取組の推進
- (3) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (4) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) 公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動の推進及びスポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) 高齢者をはじめ多くの方が、日常的な運動による健康の維持、体力の向上を図ることができる機会の充実
- (3) 総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援
 - ・学校体育施設の利用促進

歴史・文化資源の整備と活用

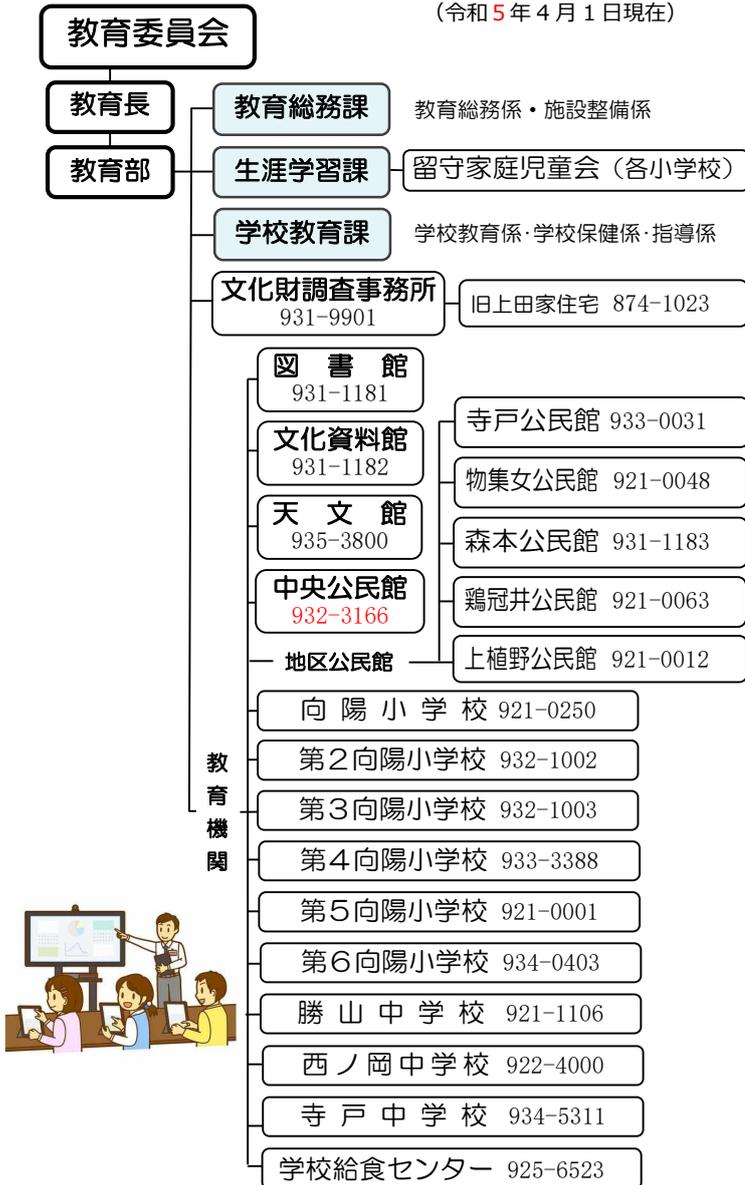
文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1 文化財の保護と活用

- (1) 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

向日市教育委員会組織図

(令和5年4月1日現在)



向日市教育委員会

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
TEL (075) 874-2998 FAX (075) 931-2555

図書館

向日市に住んでいる方、在学・在勤している方
ならどなたでも借りることができます。

開館時間
・午前10時～午後6時
返却だけのご来館の場合、ブックポスト
をお使いください（24時間利用可能）

休館日
・月曜日（休日の場合は開館し、直後の平日を休館）
・資料整理日（毎月1日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日）
・特別整理期間（不定期）
・年末年始（12月28日～1月4日）
・特別警報、暴風警報発令等の場合

ホームページ

LINE

文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日
市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・
整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を
果たしています。

開館時間
・午前10時～午後6時
（入館は午後5時30分まで）

休館日
・月曜日
（休日の場合は開館し、直後の平日を休館）
・資料整理日（毎月1日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日）
・年末年始（12月28日～1月4日）
・特別警報、暴風警報発令等の場合

入館料 無料

ホームページ

天文館

天文館には、定員80人のプラネタリウム室と口
径40cmの反射望遠鏡が設けられているドーム型
天体観測室とを備えています。

開館時間
・午前9時30分～午後5時30分
（入館は午後5時まで）

休館日
・毎週月・火曜日
・国民の祝日・休日、機械調整日
・年末年始（12月27日～1月4日）
・特別警報、暴風警報発令等の場合

入館料 無料（プラネタリウムは有料）

ホームページ

教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



- 学校教育や子育てについて

スクールホットライン

 - ・教育委員会学校教育課内
 - ・月～金 午前8時30分～午後5時15分
 - ・TEL (075) 931-6060
- 小中学生自身の悩み
子育ての悩みについて

教育相談員

 - ・教育委員会学校教育課内
 - ・火・木 午前10時～午後4時（休憩時間含む）
 - ・TEL (075) 874-2998
- 不登校児童生徒のための自立支援について

スクールカウンセラー

 - ・向陽小学校及び各中学校に配置
 - ・お問い合わせは、在籍している小・中学校へ連絡してください。
- 子どもの発達や障がいについて

ひまわり広場

 - ・向日市天文館内に開設
 - ・月～金 午前9時30分～正午
 - ・TEL (075) 874-2998
- 子どもの発達や障がいについて

通級指導教室

 - ・各小学校、勝山・西ノ岡中学校に設置
 - ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、小・中学校へ連絡してください。
- 障がいのある児童生徒の就学及び教育的支援について

教育支援委員会

 - ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、小・中学校へ連絡してください。



古都のむこう 魅力のふるさと

向日市の史跡等

●竹の径 府選定文化的景観

向日市特産の「孟宗竹」を使った総延長が1800mの竹垣の散策路です。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道500選」などに選ばれています。



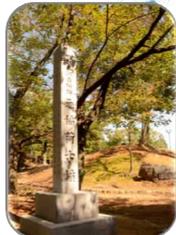
●寺戸大塚古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約98mの前方後円墳です。



●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約65m、高さ約7mの円形をしています。



●元稻荷古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約94mの前方後方墳です。



●須田家住宅 府指定文化財

西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治30年代まで醤油製造業を営んでいた旧家です。



●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには、府指定文化財の鶏冠井題目踊が奉納されます。



●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●向日神社 国重要文化財・国登録文化財

養老2年(西暦718年)創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造(さんげんしゃながれづくり)という建築様式です。



●中小路家住宅 国登録文化財

西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。

●物集女車塚古墳

国指定史跡
古墳時代後期の全長約46mの前方後円墳で、毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡 市指定史跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土し、府の文化財に指定されています。



●五塚原古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約92mの前方後円墳です。



●東院公園 市指定史跡

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



●内裏跡・旧上田家住宅

国指定史跡・国登録文化財
長岡宮の天皇の住まいがあった場所に建つ近代の農家住宅です。



●一文橋

西国街道沿いで、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



●大極殿公園 国指定史跡

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿(だいごくでん)です。昭和39年に国の史跡に指定されました。平成22年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11月11日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。



●朝堂院跡 国指定史跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備しています。

